

第7次みよし市行政改革大綱

令和3年度～令和7年度

令和3年3月
みよし市



目 次

はじめに	P. 1
------	------

第1章 策定の背景

1 これまでの行政改革	P. 2
2 第6次みよし市行政改革の成果	P. 3
3 さらなる改革の必要性	P. 4

第2章 行政改革の基本方針

1 基本方針	P. 6
2 改革の視点	P. 6
3 計画期間	P. 6
4 推進体制	P. 6
5 進行管理	P. 7

第3章 行政改革の重点項目

1 効率的で満足度の高い行政運営をするまちをつくろう	P. 8
2 次代へつなぐ財政運営をするまちをつくろう	P. 8
3 多様な主体との連携を推進するまちをつくろう	P. 9
4 将来に向けた組織力の強いまちをつくろう	P. 9

はじめに

本市では、これまで最少の経費で最大の効果があげられるよう、その時々为社会情勢に応じた行政改革大綱等に基づき、行政改革に取り組んできました。

また、地方公会計制度や指定管理者制度の導入などを進めるとともに、補助金や使用料・手数料の見直し等の様々な取組を推進することができました。

一方で、全国的な人口減少や少子化・超高齢社会への突入、情報通信技術の進展による超スマート社会の到来や新型コロナウイルス感染症拡大防止のための新しい生活様式の実践など、本市を取り巻く新たな社会環境に対応するためには、持続可能な行財政運営ができるよう、さらなる行政改革の取組を進化させていく必要があります。

本市の財政状況においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の影響や法人市民税の減収により、今までのような歳入の確保が厳しい状況にあり、歳出においても扶助費や社会保障費といった義務的経費の増加は避けられず、今後も一層厳しい財政状況が見込まれます。

第2次みよし市総合計画では、行政改革を不断の取組として位置付けております。その上で、各施策に対する市民の満足度を一層高められるよう、限られた経営資源を有効に活用し、さらなる行政改革を推進していくことが肝要であることから、新たな行政改革大綱を策定しました。

今後の改革については、これまでの成果や課題を踏まえ、歳出の削減を目指して取り組むだけでなく、日常業務での効率化や事務事業の見直しを引き続き実施し、多様化する市民ニーズに的確かつ迅速に対応できるよう本市のあらゆる資源を有効に活用し、行政改革の取組を進めてまいります。

市民や関係する機関の皆様のご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

令和3年3月

みよし市長 小野田 賢 治

第1章 策定の背景

1 これまでの行政改革

本市における行政改革は、昭和 57 年 1 月に設置した「行政問題検討会議」による取組から始まり、昭和 60 年 10 月には、「行政改革推進本部」並びに「行政改革推進委員会」を設置し、事務事業の見直しなど 7 項目を柱とした「三好町行政改革大綱」を策定しました。

そして、平成 8 年 3 月には、バブル経済の崩壊など社会経済状況の急激な変化を背景として、さらなる改革を進めるため、行政の情報化の推進等による行政サービスの向上などを重点項目とした「第 2 次三好町行政改革大綱」を策定しました。

その後も、市民に最も身近な基礎自治体として社会経済情勢の変化や多様化する市民ニーズに対応するため、四度の行政改革大綱の策定を行い、全庁をあげて積極的に改革に取り組んできました。

●みよし市の行政改革大綱の策定状況

策定期間	名称	計画期間
昭和 60 年 10 月	三好町行政改革大綱	昭和 60～62 年度
平成 8 年 3 月	第 2 次三好町行政改革大綱	平成 8～12 年度
平成 13 年 3 月	第 3 次行政改革大綱	平成 13～17 年度
平成 18 年 3 月	第 4 次行政改革大綱 (三好町行政改革戦略プラン)	平成 18～22 年度
平成 23 年 3 月	第 5 次行政改革大綱	平成 23～27 年度
平成 28 年 2 月	第 6 次みよし市行政改革大綱	平成 28～令和 2 年度

2 第6次みよし市行政改革の成果

第6次みよし市行政改革大綱に基づく平成28年度から令和2年度までの計画期間において、「1 効率的な行政運営の推進」、「2 民間活力の有効活用及び市民との協働の推進」、「3 健全で安定した財政運営と公有財産適正化の推進」、「4 多様な人材育成・活用の推進」を重点項目として取り組んできました。

以下に平成28年度から令和元年度までの効果額及び主な取組項目の実績をまとめました。

●第6次みよし市行政改革の効果額 (単位：千円)

年 度	H28	H29	H30	R 1	R 2	計
効果額	18,744	24,772	99,680	121,121	—	264,317

●第6次みよし市行政改革（平成28年度～令和元年度分）取組項目の主な実績

取組項目	実績
投票所の見直し	効果額 17,612 千円
ペーパーレス会議の推進	効果額 3,376 千円
電子申請サービスの拡大	平成28年度から実施
広域的な航空写真撮影の実施	効果額 3,344 千円
地域包括支援センター民間委託の推進	平成29年度から実施
放課後児童健全育成事業の運営 民間委託	令和元年度から全クラブで実施
受益者負担の適正化	令和元年度実施
補助金等の適正化	平成30年度実施
下水道事業の健全な運営	令和元年度から公営企業会計に移行
公共施設等の総合的かつ計画的な 管理の推進	平成28年度に公共施設等総合管理計画の策定 平成29年度から順次個別施設計画の策定

3 さらなる改革の必要性

本市の財政状況は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の影響や税制改正による法人市民税の一部国税化などにより、歳入の確保が厳しい状況にあります。

このような状況のもと、急速な少子高齢化による扶助費^(注1)や社会保障費^(注2)などの義務的経費の増加が見込まれる一方で、これまでに整備した公共施設などが老朽化し順次更新時期を迎えることから、維持管理費や大規模な修繕費が今後発生するなど、公共施設のマネジメントに必要な経費も増加することが見込まれています。

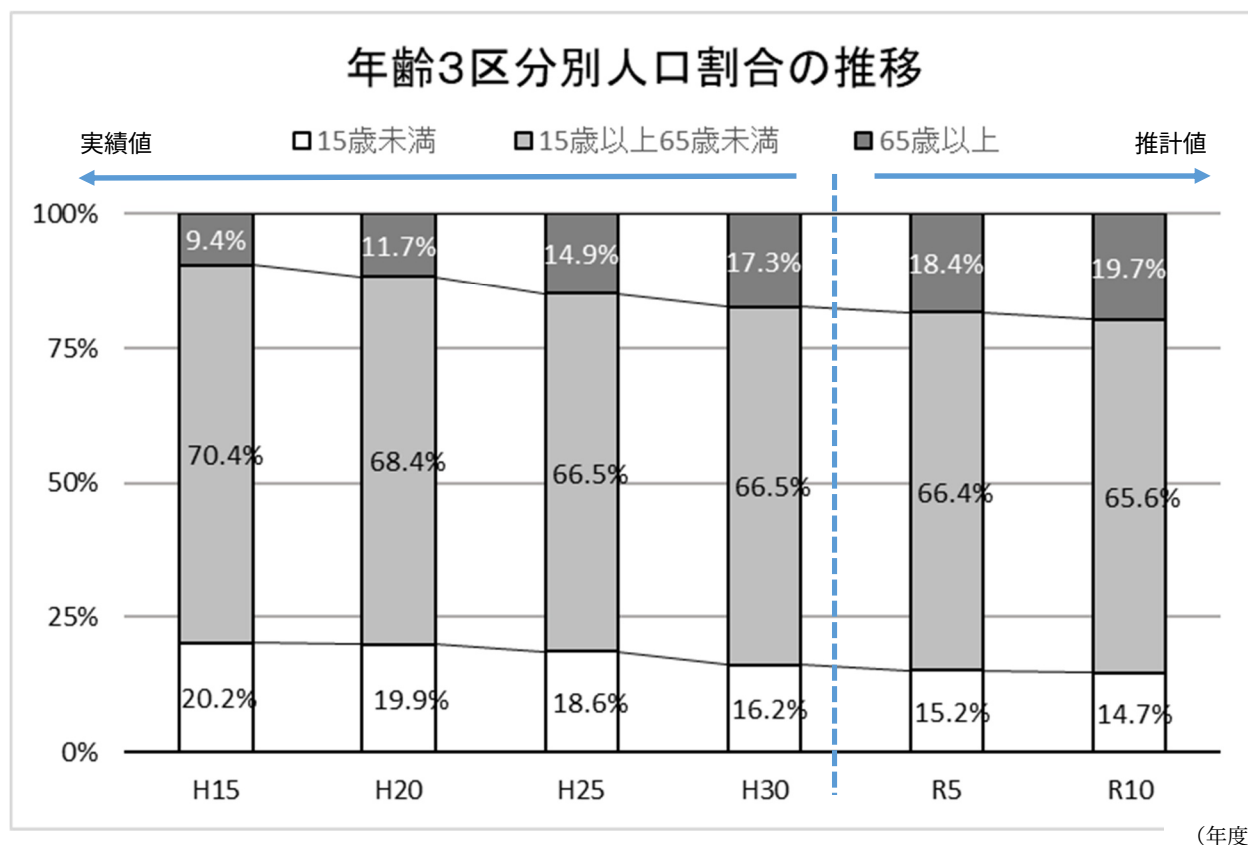
また、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標であるSDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けた取組やICT推進による事務の効率化に向けた取組など、様々な社会情勢の変化に対して迅速かつ適切に対応していく必要があります。

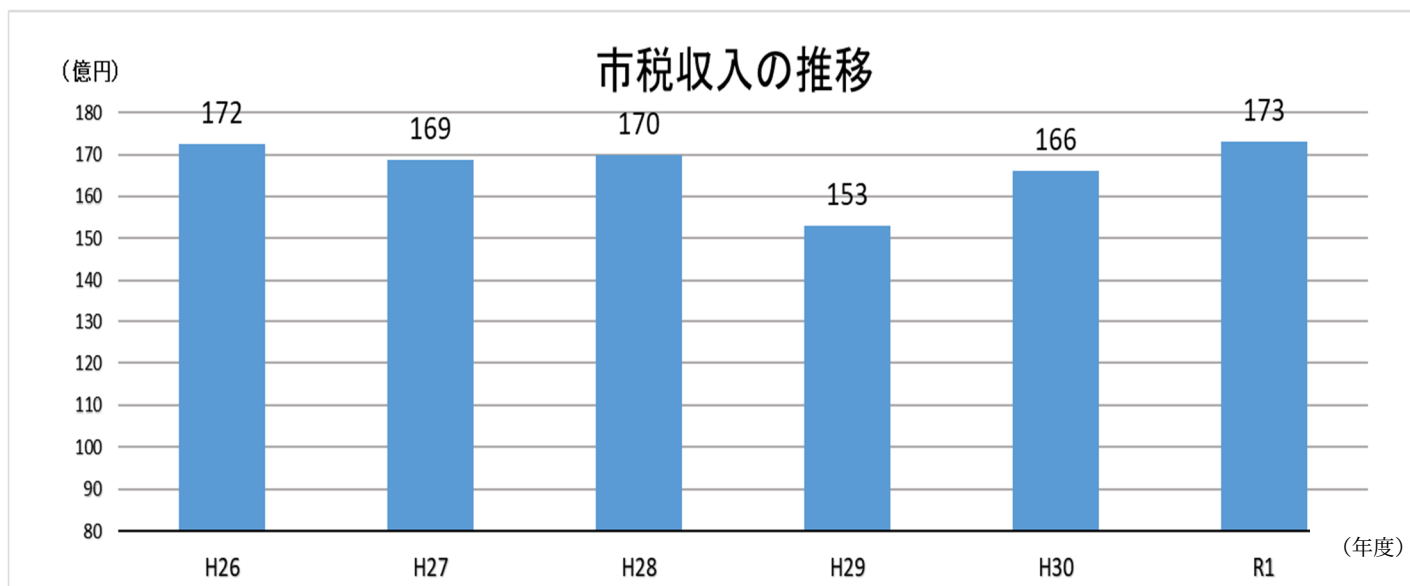
これらの課題に取り組んでいくためにも、限られた財源のもと、持続可能な行財政運営を行い、市民満足度の高い行政サービスを提供できるよう、日々の業務改善はもとより、自主的な行政改革に取り組む必要があります。

(注1) 扶助費とは、社会保障制度の一環として、高齢者、児童の保護者、生活困窮者、心身障がい者等に対して行っている様々な支援に要する経費。

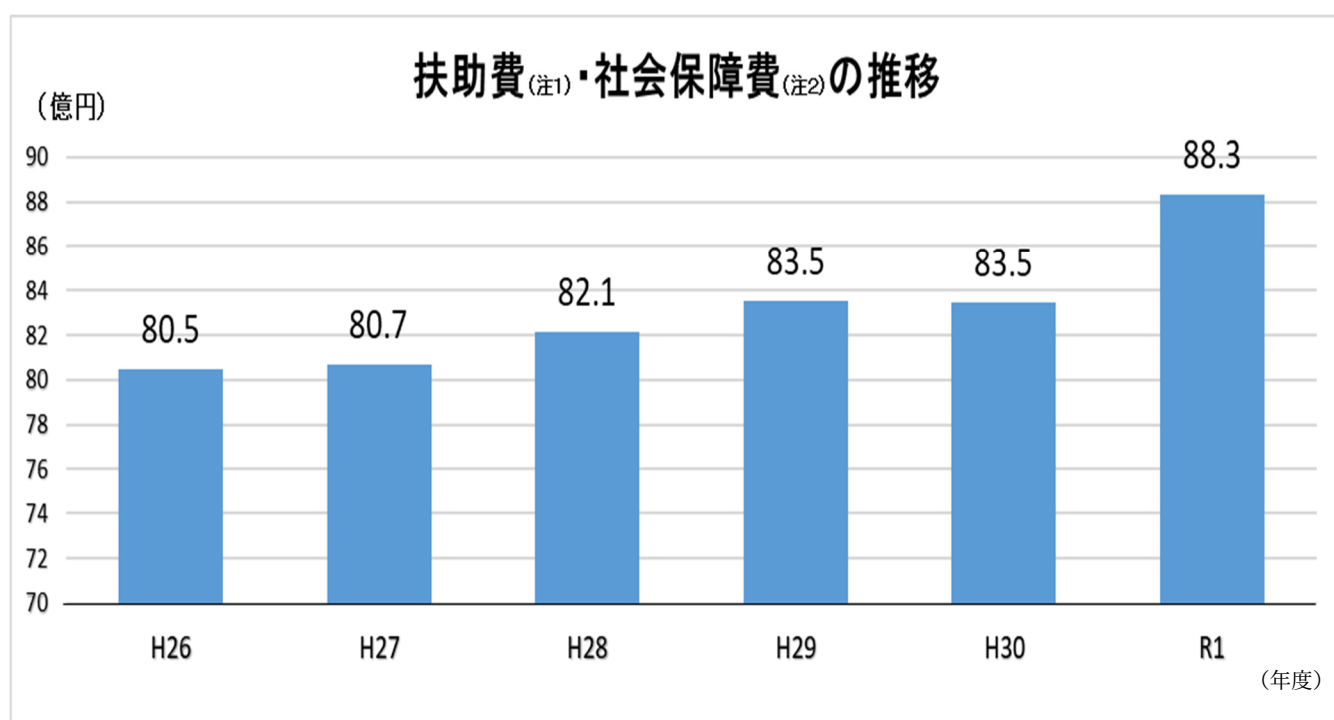
(注2) 社会保障費とは、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の各特別会計における給付費（人件費や事務費等を除く）等の合計額。

※グラフは、扶助費と社会保障費の合計額。





(注) グラフは市民税（個人・法人）、固定資産税（土地、家屋、償却資産）、軽自動車税、市たばこ税、都市計画税の合計額。



第2章 行政改革の基本方針



1 基本方針

第7次みよし市行政改革大綱では、第6次みよし市行政改革大綱における取組の検証を踏まえ、あらゆる環境変化に対応できる持続可能な行財政基盤を確立するため、時代の流れに合った質の高い行政サービスを提供するとともに、市が目指す将来像の実現に向けて、行政改革を進めます。

2 改革の視点

基本方針に基づき、次の視点により改革を進めます。

持続可能な行財政運営

第2次みよし市総合計画を着実に推進し、行財政運営を取り巻く環境に柔軟かつ的確に対応しながら、日常業務における事業の効率化や事務事業の見直しを実施し、効果的、効率的に持続可能な行財政運営を推進します。

3 計画期間

第7次みよし市行政改革大綱の計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

4 推進体制

第7次みよし市行政改革大綱を着実に推進するため、副市長を本部長とする「みよし市行政改革推進本部」を中心に、全庁的な体制で取り組みます。

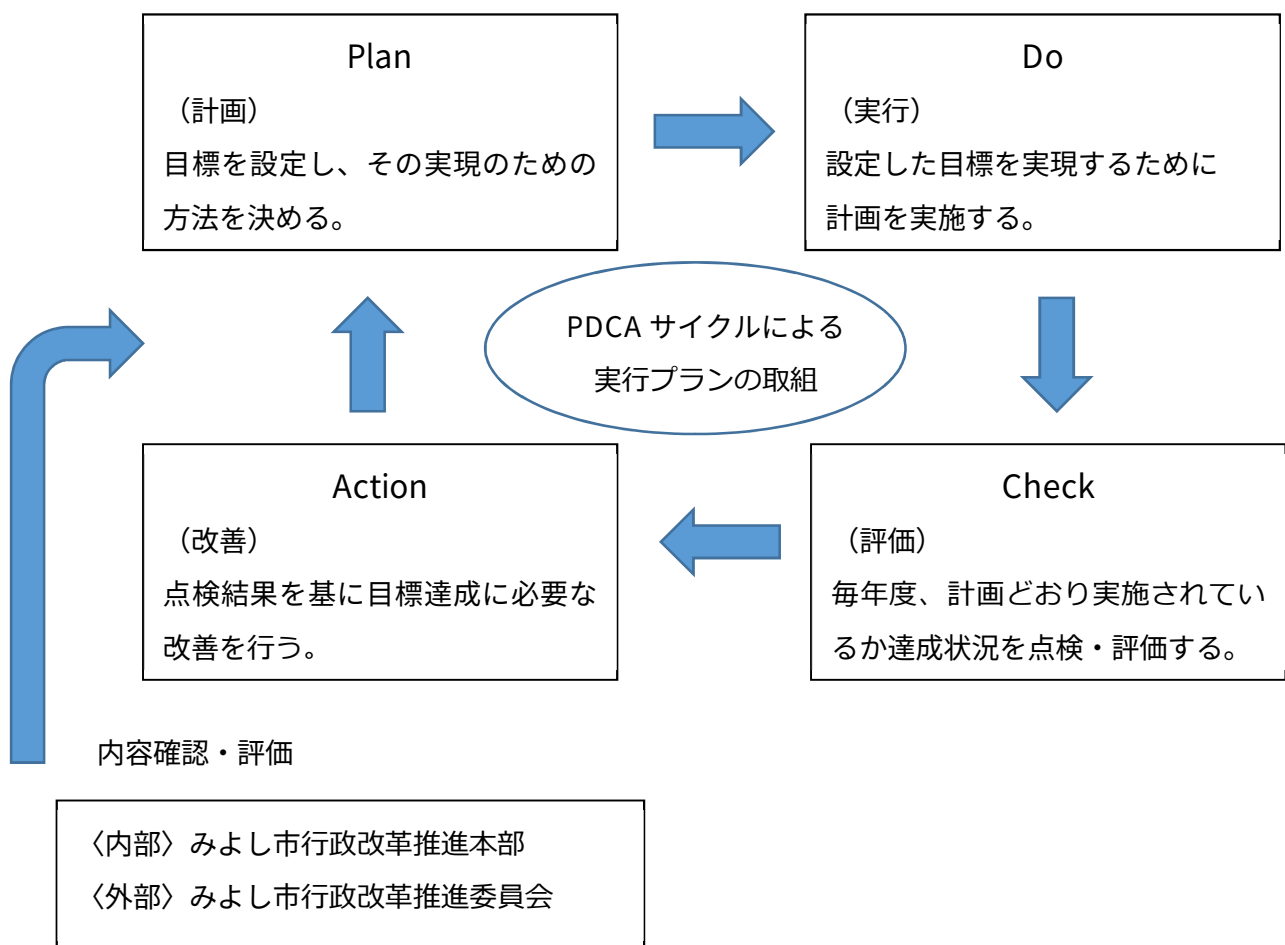
また、進行管理や結果については、有識者等で構成する「みよし市行政改革推進委員会」に報告し、意見を聞きながら推進します。

5 進行管理

行政改革を効果的、効率的に推進するために、第7次みよし市行政改革大綱に基づいて具体的な取組内容や成果指標、実施年度などを定めた、「みよし市行政改革アクションプラン」を策定します。

第7次みよし市行政改革大綱及び行政改革アクションプランの進行管理は、「みよし市行政改革推進本部」で行い、外部有識者で構成する「みよし市行政改革推進委員会」に報告し提言等を受けるものとします。

また、毎年度の取組状況を市民に公表し、幅広く意見をいただきながら取組を進めます。



第3章 行政改革の重点項目

改革の推進にあたっては、前述の基本方針や改革の視点に立ち、次の4つを重点項目として取り組みます。

1 効率的で満足度の高い行政運営をするまちをつくろう

常に変化する社会状況に的確に対応するため、P D C Aサイクルによる行政評価の実施、A I（注3）やR P A（注4）など新たなI C T（注5）などのデジタル技術を活用し、業務の効率化を進めるとともに、行政サービスの向上を目指します。また、窓口業務における市民サービスの向上とともに、書面手続きのあり方など日常業務そのものの見直しや効率化を目指します。

（注3）A I・・・Artificial Intelligenceの略。人工知能。言語の理解や推論、問題解決などの知的行動を人間に代わってコンピューターに行わせる技術のこと。

（注4）R P A・・・Robotic Process Automationの略。人間がコンピューターを操作して行う作業をソフトウェアによる自動的な操作によって代替すること。

（注5）I C T・・・Information and Communication Technologyの略。情報・通信に関する技術の総称のこと。

- （1）P D C Aサイクルによる事業の精査
- （2）デジタル技術を活用した行政サービスの向上や業務の効率化
- （3）窓口サービスの充実



2 次代へつなぐ財政運営をするまちをつくろう

事業を行うための財源の確保や歳出の見直しに取り組むとともに、次代につなげる安定した財政基盤の確立を進めます。また、多様な市民ニーズに応えることや、公共施設を適切に管理し運用できるようにするため弾力性のある財政運営を目指します。

- （1）歳入の積極的な確保
- （2）補助金等の適正化
- （3）受益者負担の適正化
- （4）市有財産の適切な管理・運用
- （5）公営企業及び特別会計の健全な運営



3 多様な主体との連携を推進するまちをつくろう

限られた経営資源で質の高い行政サービスを提供するために、民間の経営資源を積極的に活用していくとともに、市民、NPO団体、企業及び大学などの多様な担い手と、様々な分野において、これまで以上の連携を目指します。

- (1) 市民との協働の推進
- (2) 民間活力の積極的な活用
- (3) 近隣市町との連携
- (4) 企業・大学等との連携



4 将来に向けた組織力の強いまちをつくろう

全ての職員が能力を最大限に発揮できるよう、機能的な行政組織の構築や多様な働き方を推進するとともに、職員が社会課題に対して、常に問題意識を持ち主体的に取り組み解決することができる人材の育成を目指します。

- (1) 機能的な行政組織の構築
- (2) リスクマネジメント体制の強化
- (3) 行政需要に応じた人事配置
- (4) 組織力向上につながる人材確保と育成
- (5) 多様で弾力的な働き方の推進



第7次みよし市行政改革大綱の体系



改革の視点

持続可能な行財政運営

第2次みよし市総合計画を着実に推進し、行財政運営を取り巻く環境に柔軟かつ的確に対応しながら、日常業務での事業の効率化や事務事業の見直しを実施し、効果的、効率的に持続可能な行財政運営を推進する。

【重点項目】

【推進項目】

1 効率的で満足度の高い行政運営をするまちをつくろう

- (1) P D C Aサイクルによる事業の精査
- (2) デジタル技術を活用した行政サービスの向上や業務の効率化
- (3) 窓口サービスの充実

2 次代へつなぐ財政運営をするまちをつくろう

- (1) 歳入の積極的な確保
- (2) 補助金等の適正化
- (3) 受益者負担の適正化
- (4) 市有財産の適切な管理・運用
- (5) 公営企業及び特別会計の健全な運営

3 多様な主体との連携を推進するまちをつくろう

- (1) 市民との協働の推進
- (2) 民間活力の積極的な活用
- (3) 近隣市町との連携
- (4) 企業・大学等との連携

4 将来に向けた組織力の強いまちをつくろう

- (1) 機能的な行政組織の構築
- (2) リスクマネジメント体制の強化
- (3) 行政需要に応じた人事配置
- (4) 組織力向上につながる人材確保と育成
- (5) 多様で弾力的な働き方の推進

空白ページ

